

クリエイト通信

2010年
10月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【扶養控除の変更】

平成23年1月1日より扶養控除の基準が変わるため、給与から控除する源泉所得税の計算方法が変わります。

そもそも扶養控除の対象になる扶養者とは、給与所得者と生計を一にする以下の人で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

- ①配偶者以外の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ②児童福祉法の規定による養育を委託されたいわゆる里子
- ③老人福祉法の規定による養護を委託されたいわゆる養護老人

そして給与から控除される源泉所得税は、税額表の扶養者の数に基づいて控除されます。それらを1年分集計し、年末調整の際に扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を加味して正確な税額を算出します。

現在、扶養者がいる場合の扶養控除の額は、0歳から69歳までは一律38万円で、そのうち16歳から22歳までの扶養者は25万円上乗せされた63万円を控除できるしくみとなっています。

これが改正後はこども手当を受給している関係から、0歳から15歳までは扶養控除はなし、16歳から18歳までは38万円、19歳から22歳までは現在の特定扶養親族と同じ63万円となります。実質16歳未満の子供のいる家庭では給与の手取額が減ることになります。

【現在】

控除額	なし	63万円	なし	48万円 or 58万円
	38万円		38万円	
年齢	扶養親族	特定扶養親族	扶養親族	老人扶養親族
	0～15歳	16～22歳	23～69歳	70歳～

【改正後】

控除額	なし	なし	63万円	なし	48万円 or 58万円
		38万円		38万円	
年齢	年少扶養親族	扶養親族	特定扶養親族	扶養親族	老人扶養親族
	0～15歳	16～18歳	19～22歳	23～69歳	70歳～

来年1月からは16歳未満の子供は税務上の扶養者とならないこととなりますので、給与計算担当者は税額表の確認や給与計算ソフトの設定の変更などを忘れずに行ってください。